

岐阜地方労働審議会

岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃専門部会委員名簿

令和7年5月1日

区 分	氏 名	現 職 名
公 益 代表委員	浅井 直美	あさい法律事務所 弁護士
	大野 正博	学校法人朝日大学法学部 教授
	栗山 知	栗山知法律事務所 弁護士
家内労働者 代表委員	和泉 真行 (臨時委員)	U A ゼンセン岐阜県支部 常任
	佐藤 一幸	日本郵政グループ労働組合東海地方本部 副執行委員長
	森川 昌也	日本労働組合総連合会岐阜県連合会（連合岐阜） 事務局長
委託者 代表委員	大脇 哲也	岐阜県商工会連合会 専務理事
	川本 敏	岐阜県中小企業団体中央会 専務理事
	若尾 昌輝 (臨時委員)	多治見陶磁器上絵加工工業協同組合 理事長

※五十音順

関係法令〈抜粋〉

厚生労働省組織令〈抜粋〉

(地方労働審議会)

第156条の2 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県労働局長の諮問に応じて（省略）家内労働法の施行（省略）の業務に関する重要事項を調査審議すること。

地方労働審議会令〈抜粋〉

(部会)

第6条 1項～4項（省略）

- 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第7条家内労働法第21条第1項の規程により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第5項から第8項までの規程は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規程は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

岐阜地方労働審議会運営規程

第1条 岐阜地方労働審議会（以下「審議会」という）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、岐阜労働局長（以下「局長」という。）の請求があったとき、会長が必要であると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知しなければならない。

第3条 委員は、会長が必要と認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを局長に送付しなければならない。

第9条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第10条 臨時委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を防げない。

第11条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第12条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第13条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月11日から施行する。

岐阜地方労働審議会

岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃専門部会運営規程（案）

第1条 岐阜地方労働審議会岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び岐阜地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

第3条 最低工賃専門部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、地方労働審議会長に報告しなければならない。

第4条 この規程の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和7年6月 日から施行する。

岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃専門部会 日程

資料No 5

会議名	開催日	開催時刻	議事
第1回 岐阜県陶磁器上絵付業 最低工賃専門部会	6月24日(火)	14:00	部会長、同代理選出 運営規程審議、採決 資料説明
第2回 岐阜県陶磁器上絵付業 最低工賃専門部会	9月8日(月)	13:30	審 議
第3回 岐阜県陶磁器上絵付業 最低工賃専門部会	11月26日(水)	13:30	審 議 答 申
第4回 岐阜県陶磁器上絵付業 最低工賃専門部会	令和8年 1月16日(金)	10:00	異議申出に 対する審議 答 申

陶磁器上絵付業最低工賃の審議の流れ

会議日等	審議内容等	備 考
令和7年3月5日(火) 令和6年度第2回 岐阜地方労働審議会	・岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃について改正諮問 ・「専門部会での議決をもって審議会の議決とする。」「答申に対する異議申出がなかった場合並びに異議申出があり現意見のとおりと議決された場合にはその時点で専門部会を廃止する。」ことを議決	・専門部会を設置して調査審議 ・関係労使の意見聴取を実施
3月6日(火) 関係労使意見聴取に 関する公示	・合同庁舎掲示板及び岐阜労働局ホームページに掲載 - 意見書提出期限 令和7年3月21日(金)	・意見書提出なし
6月24日(火) 第1回専門部会	・部会長、部会長代理の選任 ・運営規程の審議、資料説明 ・関係労使意見聴取及び実地視察の実施に関する審議	・実地視察実施の時期
9月8日(月) 第2回専門部会	・参考人意見聴取 ・二者協議	
11月26日(水) 第3回専門部会	・二者協議 ・公示予定日審議 ・結審→専門部会報告→答申	・翌日に答申に対する意見公示
11月27日(木) 答申に対する意見公示	・合同庁舎掲示板及び岐阜労働局ホームページに掲載 - 異議申出期限 令和7年12月12日(金)	
12月15日(月) (異議申出なし)	・専門部会廃止 ・公示手続き→指定日発効	・事務局から第4回専門部会を開催しない旨の通知
令和8年 1月16日(金) (異議申出あり)	・異議申出に係る答申 ・専門部会廃止 ・公示手続き→指定日発効	

令和 7 年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表

答申月:令和 7 年11月～令和 8 年 1 月

答申日(公示日)	異議申出締切日	異議審開催日	官報公示予定日	発効予定日
11月26日(水)	12月11日(木)	12月12日(金)	1月9日(金)	2月8日(日)
11月27日(木)	12月12日(金)	12月15日(月)	1月13日(火)	2月12日(木)
11月28日(金)	12月15日(月)	12月16日(火)	1月14日(水)	2月13日(金)
12月1日(月)	12月16日(火)	12月17日(水)	1月15日(木)	2月14日(土)
12月2日(火)	12月17日(水)	12月18日(木)	1月16日(金)	2月15日(日)
12月3日(水)	12月18日(木)	12月19日(金)	1月19日(月)	2月18日(水)
12月4日(木)	12月19日(金)	12月22日(月)	1月20日(火)	2月19日(木)
12月5日(金)	12月22日(月)	12月23日(火)	1月21日(水)	2月20日(金)
12月8日(月)	12月23日(火)	12月24日(水)	1月22日(木)	2月21日(土)
12月9日(火)	12月24日(水)	12月25日(木)	1月23日(金)	2月22日(日)
12月10日(水)	12月25日(木)	12月26日(金)	1月26日(月)	2月25日(水)
12月11日(木)	12月26日(金)	1月5日(月)	1月27日(火)	2月26日(木)
12月12日(金)	1月5日(月)	1月6日(火)	1月28日(水)	2月27日(金)
12月15日(月)	1月5日(月)	1月6日(火)	1月28日(水)	2月27日(金)
12月16日(火)	1月5日(月)	1月6日(火)	1月28日(水)	2月27日(金)
12月17日(水)	1月5日(月)	1月6日(火)	1月28日(水)	2月27日(金)
12月18日(木)	1月5日(月)	1月6日(火)	1月28日(水)	2月27日(金)
12月19日(金)	1月5日(月)	1月6日(火)	1月28日(水)	2月27日(金)
12月22日(月)	1月6日(火)	1月7日(水)	1月29日(木)	2月28日(土)
12月23日(火)	1月7日(水)	1月8日(木)	1月30日(金)	3月1日(日)
12月24日(水)	1月8日(木)	1月9日(金)	2月2日(月)	3月4日(水)
12月25日(木)	1月9日(金)	1月13日(火)	2月3日(火)	3月5日(木)
12月26日(金)	1月13日(火)	1月14日(水)	2月4日(水)	3月6日(金)
12月27日(土)	1月13日(火)	1月14日(水)	2月4日(水)	3月6日(金)
12月28日(日)	1月13日(火)	1月14日(水)	2月4日(水)	3月6日(金)
12月29日(月)	1月13日(火)	1月14日(水)	2月4日(水)	3月6日(金)
12月30日(火)	1月14日(水)	1月15日(木)	2月5日(木)	3月7日(土)
12月31日(水)	1月15日(木)	1月16日(金)	2月6日(金)	3月8日(日)
1月14日(水)	1月29日(木)	1月30日(金)	2月24日(火)	3月26日(木)
1月15日(木)	1月30日(金)	2月2日(月)	2月25日(水)	3月27日(金)
1月16日(金)	2月2日(月)	2月3日(火)	2月26日(木)	3月28日(土)
1月19日(月)	2月3日(火)	2月4日(水)	2月27日(金)	3月29日(日)
1月20日(火)	2月4日(水)	2月5日(木)	3月2日(月)	4月1日(水)
1月21日(水)	2月5日(木)	2月6日(金)	3月3日(火)	4月2日(木)
1月22日(木)	2月6日(金)	2月9日(月)	3月4日(水)	4月3日(金)

岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃等の推移

品目		金額（新設） S60（1985） 5月4日（発効）	金額（改正） S63（1988） 3月31日	金額（改正） H3（1991） 3月31日	金額（改正） H6（1994） 3月31日	金額（改正） H9（1997） 3月31日
適用委託者数		140	130	114	104	23
適用家内労働者数		1,200	1,000	830	1,046	709
和 食 器	飯茶わん （ふたなし）	2 円20銭	2 円40銭	2 円80銭	3 円20銭	3 円50銭
	引上げ額 引上げ率	（新設）	20銭 9.1%	40銭 16.7%	40銭 14.3%	30銭 9.4%
	湯呑茶わん （ふたなし）	2 円20銭	2 円40銭	2 円80銭	3 円20銭	3 円50銭
	引上げ額 引上げ率	（新設）	20銭 9.1%	40銭 16.7%	40銭 14.3%	30銭 9.4%
	小 皿	2 円20銭	2 円40銭	2 円80銭	3 円20銭	3 円50銭
	引上げ額 引上げ率	（新設）	20銭 9.1%	40銭 16.7%	40銭 14.3%	30銭 9.4%
洋 食 器	マグカップ	2 円70銭	2 円90銭	3 円40銭	3 円85銭	4 円05銭
	引上げ額 引上げ率	（新設）	20銭 7.4%	50銭 17.2%	45銭 13.2%	20銭 5.2%
	ケーキ皿	2 円70銭	3 円	3 円50銭	3 円90銭	4 円20銭
	引上げ額 引上げ率	（新設）	30銭 11.1%	50銭 16.7%	40銭 11.4%	30銭 7.7%
岐阜県最低賃金額 （最低工賃発効日現在）		425円	464円	521円	588円	628円
引上げ額 引上げ率			39円 9.2%	57円 12.3%	67円 12.9%	40円 6.8%
H9（1997）3月31日（前回改正）と R6（2024）10月1日現在の比較			岐阜県最低賃金額 1,001円		引上げ額 373円	引上げ率 59.4%

岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃

(転写業務 1 個につき、次の表に掲げる金額)

効力発生の日 平成 9 年 3 月 3 1 日

品 目		規 格		転写の業務			金 額
		寸 法	形 状	転写紙 の面積	転写 位置	転写紙 の枚数	
和 食 器	飯茶わん (ふたなし)	径が 11 センチメー トル以上 12 センチメー トル未満のもの	丸形及 び平形	側面積の 4 分 の 1 以上 4 分 の 3 以下	側面	1 枚	3 円 50 銭
	湯呑茶わん (ふたなし)	径が 5 センチメー トル以上 8 センチメー トル未満のもの	円筒形				3 円 50 銭
	小 皿	径が 11 センチメー トル以上 12 センチメー トル未満のもの	丸形	平面積の 4 分 の 1 以上 2 分 の 1 以下	平面		3 円 50 銭
洋 食 器	マグカップ	径が 7 センチメー トル以上 9 センチメー トル未満のもの	円筒形	側面積の 4 分 の 1 以上 4 分 の 3 以下	側面		4 円 05 銭
	ケーキ皿	径が 17.5 センチメー トル以上 19.5 センチ メートル未満のもの	丸形で リム形	みこみ面積の 2 分の 1 以上	みこみ		4 円 20 銭

陶磁器上絵付業 家内労働工賃等実態調査の概要

1. 調査対象

- ・令和6年度に委託状況届の提出があった委託者のうち陶磁器上絵付業（E21）に該当し委託業務内容の記入欄に「転写貼り、上絵付」と記載した委託者17社を選定した。

2. 調査方法等

- ・前記1の委託者に対して、令和6年12月4日に委託者調査票及び家内労働者調査票を送付し、通信調査を実施した。また、調査票回収後は記載内容点検後、未記入、不明な点等を電話照会し、データを補正した。

3. 調査項目

①委託者調査票

- ・事業所に関する事項
- ・最低工賃設定品目に関する委託実績の有無等
- ・家内労働者に関する事項
- ・委託者の経営状況等

②家内労働者調査票

- ・家内労働者に関する事項
- ・最低工賃設定品目に関する作業量等

4. 調査票提出状況等

送付数等	17社（提出17社 回収率100%）	
提出内訳	委託者調査票	17部
	家内労働者調査票	58部
データ内訳	委託者調査票	17部
	家内労働者調査票	57部（転写貼り以外の委託1部除外）

5. 調査結果

①委託者調査票

・事業所に関する事項

集計項目	合計値	備 考
雇用労働者数	390 人	うち 1 社は労働者 0 人
転写貼り作業従事労働者数	39 人	10 社合計 7 社 0 人
R6. 10 同作業従事労働者数	35 人	同上
同労働者所定内総労働時間	4090. 50 時間	9 社合計 1 社無回答
同労働者所定内賃金支払総額	4, 207, 608 円	同上 (時給換算 1029 円)
家内労働者数 (男)	4 人	4 社合計
家内労働者数 (女)	69 人	15 社合計
家内労働者数 (計)	73 人	同上 家内労働者 0 人 2 社
生産品目	和 12 洋 9 他 8	和食器・洋食器・その他

・最低工賃設定品目に関する委託実績の有無等

(1) 和食器・飯茶わん (ふたなし)

集計項目	上限値	下限値	平均値	備 考
委託実績の有無	有 7 社	無 5 社	不明他 5 社	令和 6 年中
1 個当たりの 工賃単価 (R3)	10 円 00 銭	6 円 00 銭	8 円 00 銭	5 社回答
同上 (R6. 10)	15 円 00 銭	10 円 00 銭	12 円 50 銭	5 社回答
転写 1 個当たりの 作業時間 (分)	9 分	0. 5 分	4. 75 分	6 社回答
1 時間当たりの 完成数 (個)	120 個	8 個	64 個	6 社回答
以下、最低工賃設定品目 (規格・転写の業務非該当) の参考値				
非該当項目	無回答 14 社	転写 1 社	寸法他 2 社	
1 個当たりの 工賃単価 (R3)	16 円 00 銭	7 円 00 銭	11 円 50 銭	4 社回答
同上 (R6. 10)	17 円 00 銭	10 円 00 銭	13 円 50 銭	4 社回答
転写 1 個当たりの 作業時間 (分)	9 分	0. 5 分	4. 75 分	4 社回答
1 時間当たりの 完成数 (個)	120 個	10 個	65 個	4 社回答

(2) 和食器・湯呑茶わん（ふたなし）

集計項目	上限値	下限値	平均値	備 考
委託実績の有無	有 4 社	無 7 社	不明他 6 社	令和 6 年中
1 個当たりの 工賃単価 (R3)	10 円 00 銭	7 円 00 銭	8 円 50 銭	2 社回答
同上 (R6. 10)	15 円 00 銭	10 円 00 銭	12 円 50 銭	3 社回答
転写 1 個当たりの 作業時間 (分)	3 分	0.5 分	1.75 分	3 社回答
1 時間当たりの 完成数 (個)	120 個	20 個	70 個	3 社回答
以下、最低工賃設定品目（規格・転写の業務非該当）の参考値				
非該当項目	無回答 15 社	寸法他 2 社		
1 個当たりの 工賃単価 (R3)	16 円 00 銭	7 円 00 銭	11 円 50 銭	3 社回答
同上 (R6. 10)	17 円 00 銭	10 円 00 銭	13 円 50 銭	3 社回答
転写 1 個当たりの 作業時間 (分)	5 分	0.5 分	2.75 分	3 社回答
1 時間当たりの 完成数 (個)	120 個	20 個	70 個	3 社回答

(3) 和食器・小皿（1 社は転写業務以外（焼成）を含む委託のためデータ除外）

集計項目	上限値	下限値	平均値	備 考
委託実績の有無	有 7 社	無 3 社	不明他 6 社	令和 6 年中
1 個当たりの 工賃単価 (R3)	14 円 00 銭	4 円 00 銭	9 円 00 銭	7 社回答
同上 (R6. 10)	24 円 00 銭	4 円 00 銭	14 円 00 銭	5 社回答
転写 1 個当たりの 作業時間 (分)	6 分	0.5 分	3.25 分	6 社回答
1 時間当たりの 完成数 (個)	120 個	10 個	65 個	6 社回答

以下、最低工賃設定品目（規格・転写の業務非該当）の参考値				
非該当項目	無回答 15 社	寸法他 1 社		
1 個当たりの 工賃単価（R3）	15 円 00 銭	7 円 00 銭	11 円 00 銭	2 社回答
同上（R6. 10）	16 円 00 銭	10 円 00 銭	13 円 00 銭	2 社回答
転写 1 個当たりの 作業時間（分）	5 分	0.5 分	2.75 分	2 社回答
1 時間当たりの 完成数（個）	120 個	20 個	70 個	2 社回答

（４）洋食器・マグカップ

集計項目	上限値	下限値	平均値	備 考
委託実績の有無	有 10 社	無 3 社	不明他 4 社	令和 6 年中
1 個当たりの 工賃単価（R3）	12 円 00 銭	6 円 00 銭	9 円 00 銭	9 社回答
同上（R6. 10）	17 円 00 銭	6 円 00 銭	11 円 50 銭	8 社回答
転写 1 個当たりの 作業時間（分）	8 分	0.7 分	4.35 分	8 社回答
1 時間当たりの 完成数（個）	70 個	12 個	41 個	8 社回答
以下、最低工賃設定品目（規格・転写の業務非該当）の参考値				
非該当項目	無回答 14 社	転写 1 社	寸法他 2 社	
1 個当たりの 工賃単価（R3）	18 円 00 銭	6 円 00 銭	12 円 00 銭	4 社回答
同上（R6. 10）	19 円 00 銭	7 円 00 銭	13 円 00 銭	4 社回答
転写 1 個当たりの 作業時間（分）	8 分	0.7 分	4.35 分	4 社回答
1 時間当たりの 完成数（個）	85 個	20 個	52.5 個	4 社回答

(5) 洋食器・ケーキ皿

集計項目	上限値	下限値	平均値	備 考
委託実績の有無	有 5 社	無 6 社	不明他 6 社	令和 6 年中
1 個当たりの 工賃単価 (R3)	15 円 00 銭	7 円 00 銭	11 円 00 銭	5 社回答
同上 (R6. 10)	20 円 00 銭	11 円 00 銭	15 円 50 銭	4 社回答
転写 1 個当たりの 作業時間 (分)	4 分	0.9 分	2.45 分	5 社回答
1 時間当たりの 完成数 (個)	66 個	15 個	40.5 個	5 社回答
以下、最低工賃設定品目（規格・転写の業務非該当）の参考値				
非該当項目	無回答 17 社			
1 個当たりの 工賃単価 (R3)	12 円 00 銭	12 円 00 銭	12 円 00 銭	1 社回答
同上 (R6. 10)	16 円 00 銭	16 円 00 銭	16 円 00 銭	1 社回答
転写 1 個当たりの 作業時間 (分)	0.9 分	0.9 分	0.9 分	1 社回答
1 時間当たりの 完成数 (個)	66 個	66 個	66 個	1 社回答

(6) 最低工賃設定品目（規格・転写の業務該当）の工賃単価について

- ・和食器・飯茶わん（ふたなし）の工賃単価は、令和 3 年と令和 6 年 10 月の比較にて上限値、下限値、平均値とも上昇している。
- ・和食器・湯呑茶わん（ふたなし）の工賃単価は、令和 3 年と令和 6 年 10 月の比較にて上限値、下限値、平均値とも上昇している。
- ・和食器・小皿の工賃単価は、令和 3 年と令和 6 年 10 月の比較にて上限値、平均値は上昇し下限値は同じである。
- ・洋食器・マグカップの工賃単価は、令和 3 年と令和 6 年 10 月の比較にて上限値、平均値は上昇し下限値は同じである。
- ・洋食器・ケーキ皿の工賃単価は、令和 3 年と令和 6 年 10 月の比較にて上限値、下限値、平均値とも上昇している。

※委託者から回答のあった令和 3 年と令和 6 年 10 月の工賃単価は、全て岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃の金額を上回っている。また最も金額の差が少ない回答は、小皿（工賃額 4 円 最低工賃額 3 円 5 0 銭）である。

・家内労働者に関する事項

集計項目	合計値	備 考
家内労働者数（男）	3 人	3 社合計
家内労働者数（女）	48 人	14 社合計
家内労働者数（計）	51 人	同上 3 社家内労働者 0 人
年齢別 40～49 歳	1 人	女
年齢別 50～59 歳	4 人	女
年齢別 60～69 歳	16 人	男 1 女 15
年齢別 70 歳以上	30 人	男 2 女 28
委託期間 1 年未満	1 人	男
委託期間 1 ～ 4 年	3 人	女
委託期間 5 ～ 9 年	7 人	女
委託期間 10～19 年	2 人	女
委託期間 20 年以上	38 人	男 2 女 36
委託業務	転写貼り 43 人	転写貼り以外 8 人
令和 6 年 10 月工賃月額	59,860 円	平均値

・委託者の経営状況等

集計項目	上 昇	下 落	変化なし	備 考
経営状況の推移	令和 3 年と令和 6 年の比較			
① 原材料価格	上昇 14 社	下落 0 社	変化無 1 社	無回答 2 社
② 収益	上昇 2 社	下落 7 社	変化無 8 社	
③ 経営状況	上昇 1 社	下落 8 社	変化無 8 社	
経営状況の推移	令和 7 年の見通し			
① 原材料価格	上昇 12 社	下落 0 社	変化無 3 社	無回答 2 社
② 収益	上昇 1 社	下落 8 社	変化無 8 社	
③ 経営状況	上昇 1 社	下落 9 社	変化無 7 社	
家内労働者の状況	令和 3 年と令和 6 年の比較			
① 家内労働者数	上昇 1 社	下落 9 社	変化無 7 社	
② 工賃単価	上昇 11 社	下落 0 社	変化無 6 社	
③ 委託量	上昇 1 社	下落 8 社	変化無 8 社	

家内労働者の状況	令和7年の見通し			
① 家内労働者数	上昇0社	下落8社	変化無9社	
② 工賃単価	上昇5社	下落0社	変化無12社	
③ 委託量	上昇1社	下落9社	変化無7社	

※集計項目のうち最も回答の多かった項目について

- ・令和3年と令和6年の経営状況等の比較において、「原材料価格は上昇し、収益は変わらず、経営状況は悪化または変わっていない。」となった。
- ・令和7年の経営状況の見通しについて、「原材料価格は上昇し、収益は悪化または変わらず、経営状況は悪化する。」となった。
- ・令和3年と令和6年の家内労働者の状況について、「家内労働者数は減り、工賃単価は上昇、委託量は減少または変わっていない。」となった。
- ・令和7年の家内労働者の状況の見通しについて、「家内労働者数は変わらず、工賃単価は変わらず、経営状況は悪化する。」となった。

②家内労働者調査票

- ・家内労働者に関する事項

集計項目	合計値	備 考
家内労働者数（男）	4人	4社合計
家内労働者数（女）	53人	15社合計
家内労働者数（計）	57人	同上 2社 家内労働者0人
年齢別 40～49歳	2人	女
年齢別 50～59歳	4人	女
年齢別 60～69歳	12人	男1女11
年齢別 70歳以上	39人	男3女36
委託期間 1年未満	2人	男1女1
委託期間 1～4年	3人	女
委託期間 5～9年	5人	女
委託期間 10～19年	6人	女
委託期間 20年以上	41人	男3女38
令和6年10月工賃月額	71,845円	平均値

・最低工賃設定品目に関する作業量等

(1) 和食器・飯茶わん（ふたなし）

集計項目	転写業務 1 個当たりの作業時間			
	最短時間	最長時間	平均時間	回答者数
飯茶わん（ふたなし）	0.5 分	7 分	3.75 分	28 人
集計項目	1 時間当たりの完成個数			
	最少個数	最多個数	平均個数	回答者数
飯茶わん（ふたなし）	15 個	200 個	107.5 個	25 人

(2) 和食器・湯呑茶わん（ふたなし）

集計項目	転写業務 1 個当たりの作業時間			
	最短時間	最長時間	平均時間	回答者数
湯呑茶わん（ふたなし）	0.5 分	5 分	2.75 分	26 人
集計項目	1 時間当たりの完成個数			
	最少個数	最多個数	平均個数	回答者数
湯呑茶わん（ふたなし）	13 個	200 個	106.5 個	23 人

(3) 和食器・小皿

集計項目	転写業務 1 個当たりの作業時間			
	最短時間	最長時間	平均時間	回答者数
小 皿	0.5 分	60 分	30.25 分	33 人
集計項目	1 時間当たりの完成個数			
	最少個数	最多個数	平均個数	回答者数
小 皿	1 個	200 個	100.5 個	30 人

(4) 洋食器・マグカップ

集計項目	転写業務 1 個当たりの作業時間			
	最短時間	最長時間	平均時間	回答者数
マグカップ	0.3 分	6 分	3.15 分	38 人
集計項目	1 時間当たりの完成個数			
	最少個数	最多個数	平均個数	回答者数
マグカップ	10 個	250 個	130 個	35 人

(5) 洋食器・ケーキ皿

集計項目	転写業務 1 個当たりの作業時間			
	最短時間	最長時間	平均時間	回答者数
ケーキ皿	0.7 分	8 分	4.35 分	29 人
集計項目	1 時間当たりの完成個数			
	最少個数	最多個数	平均個数	回答者数
ケーキ皿	10 個	200 個	105 個	26 人

6. 前回調査からの委託者数等の推移について

集計項目	令和 3 年度	令和 6 年度	備 考
委託者数	17 社	17 社	調査票提出委託者数
家内労働者数	108 人	73 人	35 人減
委託者数 ※ 1	12 社	9 社	R6. 10 現在工賃額記載委託者
家内労働者数	99 人	48 人	同上家内労働者合計
委託者数 飯茶わん (ふたなし)	6 社	5 社	R6. 10 現在工賃額記載委託者
委託者数 湯呑茶わん (ふたなし)	5 社	3 社	R6. 10 現在工賃額記載委託者
委託者数 小 皿	6 社	5 社	R6. 10 現在工賃額記載委託者
委託者数 マグカップ	9 社	8 社	R6. 10 現在工賃額記載委託者
委託者数 ケーキ皿	7 社	4 社	R6. 10 現在工賃額記載委託者

※ 1 最低工賃設定品目に該当する和洋食器の転写貼りを委託する者。

① 年齢階級別及び経験年数階級別家内労働者数
(委託者調査票集計)

資料№10

上段
下段

男
女

(人)

経験年数 階級 年齢階級	1 年未満	1 年～ 4 年	5 年～ 9 年	10～19年	20年以上	無回答	計
30歳未満							0
							0
30～39歳							0
							0
40～49歳							0
			1				1
50～59歳							0
		1			3		4
60～69歳					1		1
		1	2		12		15
70歳以上	1				1		2
		1	4	2	21		28
無回答							0
							0
計	1	3	7	2	38	0	51

① 年齢階級別及び経験年数階級別家内労働者数
(家内労働者調査票集計)

上段
下段

男
女

(人)

経験年数 階級 年齢階級	1 年未満	1 年～ 4 年	5 年～ 9 年	10～19年	20年以上	無回答	計
30歳未満							0
							0
30～39歳							0
							0
40～49歳							0
			1	1			2
50～59歳							0
		1		1	2		4
60～69歳					1		1
		1	1	1	8		11
70歳以上	1				2		3
	1	1	3	3	28		36
無回答							0
							0
計	2	3	5	6	41		57

② 男女別及びび1か月当たり工賃額階級別家内労働者数
(委託者調査票)

令和6年10月 工賃額 性別	9,999円	10,000円 }	20,000円 }	30,000円 }	40,000円 }	50,000円 }	60,000円 }	70,000円 }	80,000円 }	90,000円 }	100,000円 }	150,000円 }	平均工賃額 59,860円		(人)
													200,000円 }	250,000円 }	
男性			1			1								1	3
			2.0% (33.3%)			2.0% (33.3%)								2.0% (33.3%)	
女性	3	5	8	2	5	8	3	2	5	1	3	2	1		48
	5.9% (6.3%)	9.8% (10.4%)	15.7% (16.7%)	3.9% (4.2%)	9.8% (10.4%)	15.7% (16.7%)	5.9% (6.3%)	3.9% (4.2%)	9.8% (10.4%)	2.0% (2.1%)	5.9% (6.3%)	3.9% (4.2%)	2.0% (2.1%)		
計	3	5	9	2	5	9	3	2	5	1	3	2	1	1	51
	5.9%	9.8%	17.6%	3.9%	9.8%	17.6%	5.9%	3.9%	9.8%	2.0%	5.9%	3.9%	2.0%	2.0%	

注： 割合については小数点第2位を四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。
() 内の数値は各性別の人数を100とした割合である。

② 男女別及びび1か月当たり工賃額階級別家内労働者数
(家内労働者者調査票)

令和6年10月 工賃額 性別	9,999円	10,000円 }	20,000円 }	30,000円 }	40,000円 }	50,000円 }	60,000円 }	70,000円 }	80,000円 }	90,000円 }	100,000円 }	150,000円 }	平均工賃額 71,845円		(人)
													200,000円 }	250,000円 }	
男性			1	1		1								1	4
			1.8% (25.0%)	1.8% (25.0%)		1.8% (25.0%)								1.8% (25.0%)	
女性	1	6	6	4	7	8	3	3	5	1	4	2	2	1	53
	1.8% (1.9%)	10.5% (11.3%)	10.5% (11.3%)	7.0% (7.5%)	12.3% (13.2%)	14.0% (15.1%)	5.3% (5.7%)	5.3% (5.7%)	8.8% (9.4%)	1.8% (1.9%)	7.0% (7.5%)	3.5% (3.8%)	3.5% (3.8%)	1.8% (1.9%)	
計	1	6	7	5	7	9	3	3	5	1	4	2	2	2	57
	1.8%	10.5%	12.3%	8.8%	12.3%	15.8%	5.3%	5.3%	8.8%	1.8%	7.0%	3.5%	3.5%	3.5%	

注： 割合については小数点第2位を四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。
() 内の数値は各性別の人数を100とした割合である。

③ 品目及び規格（工程）別工賃並びに所要時間等の状況
（委託者調査票）

品 目 (規格・転写の 業務該当)		現行 最低 工賃 額	1個当たり工賃額			1 個 当たり 平均所 要時間 (分) ㉞	1時間 当たり 工賃額 ㉟ (㉠÷㉞ ×60)	1 日 当たり 工賃額 ㉡ (㉟× 8時間)	1か月 当たり 工賃額 ㉢ (㉡× 25日)	調査対象数	
			最高最低額		㉠平均額					委託者	家 内 労働者
			最高	最低							
和食器	飯茶わん (ふたなし)	3円50銭	15円00銭	10円00銭	12円50銭	3分06秒	242円	1,935円	48,387円	6	18
	湯呑茶わん (ふたなし)	3円50銭	15円00銭	10円00銭	12円50銭	1分24秒	536円	4,286円	107,143円	3	12
	小 皿	3円50銭	24円00銭	4円00銭	14円00銭	2分09秒	391円	3,126円	78,140円	6	22
洋食器	マグカップ	4円05銭	17円00銭	6円00銭	11円50銭	3分20秒	207円	1,656円	41,400円	8	28
	ケーキ皿	4円20銭	20円00銭	11円00銭	15円50銭	2分26秒	382円	3,058円	76,438円	5	21

④ 品目別平均工賃額

品 目 (規格・転写の 業務該当)		令和3年実態調査 平均工賃額	令和6年実態調査 平均工賃額	対前回比（上昇率）
		委託者調査のみ実施	上段：委 託 者調査票 下段：家内労働者調査票	
和食器	飯茶わん (ふたなし)	40,489円	58,749円	18,260円（45.1%）
			57,814円	17,325円（42.8%）
	湯呑茶わん (ふたなし)	48,658円	72,116円	23,458円（48.2%）
			71,623円	22,965円（47.2%）
	小 皿	53,118円	77,821円	24,703円（46.5%）
			77,055円	23,937円（45.1%）
洋食器	マグカップ	44,369円	55,089円	10,720円（24.2%）
			51,934円	7,565円（17.1%）
	ケーキ皿	46,985円	59,733円	12,748円（27.1%）
			55,215円	8,230円（17.5%）

⑤ 品目別及び1個当たりの工賃額階級別委託者数

品目		工賃階級	1円以上	5円以上	10円以上	15円以上	20円以上	平均
			5円未満	10円未満	15円未満	20円未満		
和食器	飯茶わん (ふたなし)				7社	7社		12円
	湯呑茶わん (ふたなし)				5社	7社		13円
	小皿	1社			12社		5社	13円
洋食器	マグカップ			5社	15社	8社		12円
	ケーキ皿				12社	5社		15円

⑥ 品目及び1時間当たり作業量別家内労働者数

(委託者調査票)

1時間当たりの 作業量 品 目		1～ 19個	20～ 29個	30～ 39個	40～ 49個	50～ 59個	60～ 69個	70～ 79個	80～ 89個	90～ 99個	100 以上	平均個数 総人数
和食器	飯茶わん (ふたなし)	1人	8人	4人						1人	4人	50個 18人
	湯呑茶わん (ふたなし)		7人							1人	4人	62個 12人
	小 皿	1人	5人	11人						1人	4人	49個 22人
洋食器	マグカップ	11人	8人	4人			1人		4人			32個 28人
	ケーキ皿	5人	4人	7人		1人	4人					34個 21人

(家内労働者調査票)

1時間当たりの 作業量 品 目		1～ 19個	20～ 29個	30～ 39個	40～ 49個	50～ 59個	60～ 69個	70～ 79個	80～ 89個	90～ 99個	100 以上	平均個数 総人数
和食器	飯茶わん (ふたなし)	1人	7人	6人	3人	4人	1人				3人	45個 25人
	湯呑茶わん (ふたなし)	2人	5人	6人	2人	3人	3人				2人	43個 23人
	小 皿	3人	7人	3人	3人	7人	3人	1人		1人	2人	47個 30人
洋食器	マグカップ	3人	6人	10人	4人	6人	2人				4人	49個 35人
	ケーキ皿	4人	7人	4人	3人	3人	2人	1人			2人	41個 26人

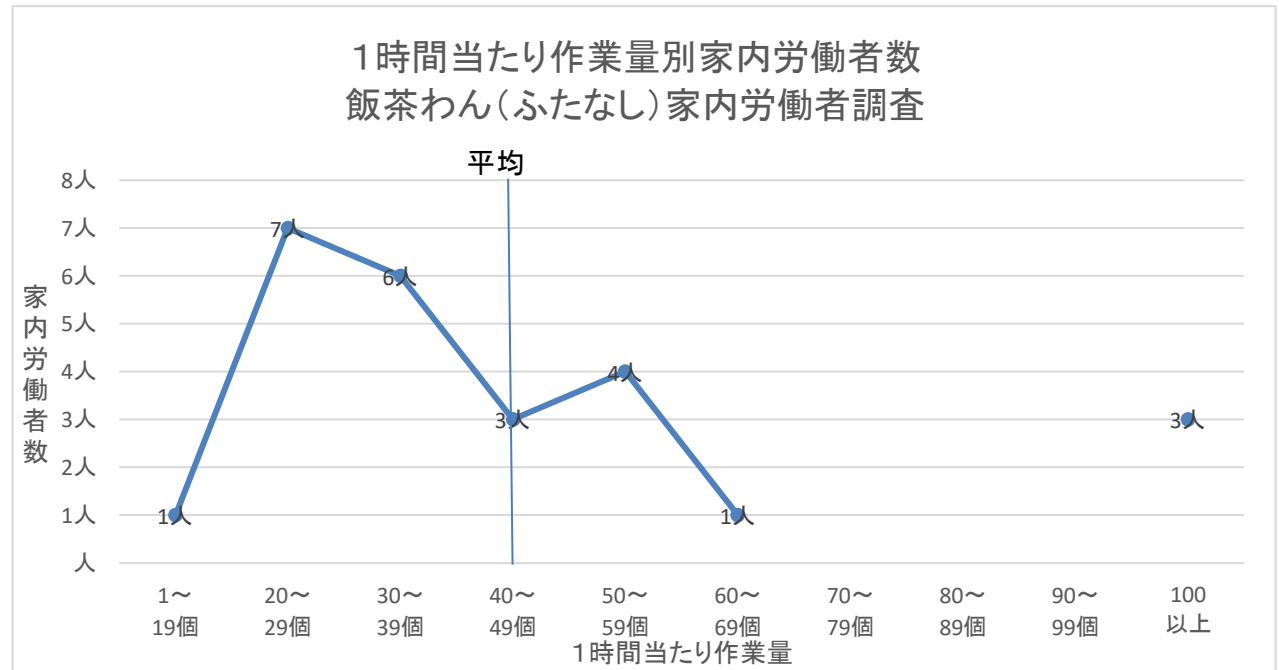
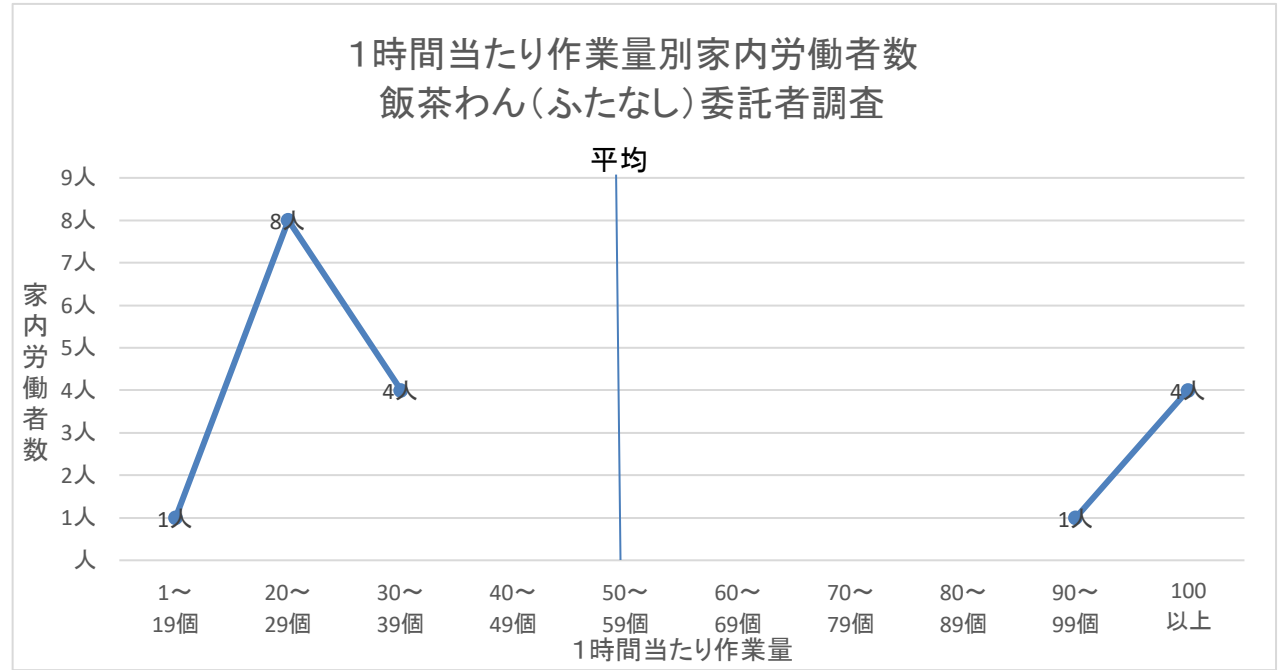
⑥ 品目及び1時間当たり作業量別家内労働者数

(委託者調査票)

1時間当たりの作業量		1～19個	20～29個	30～39個	40～49個	50～59個	60～69個	70～79個	80～89個	90～99個	100以上	平均個数
		総人数										
和食器	飯茶わん(ふたなし)	1人	8人	4人						1人	4人	50個
												18人

(家内労働者調査票)

1時間当たりの作業量		1～19個	20～29個	30～39個	40～49個	50～59個	60～69個	70～79個	80～89個	90～99個	100以上	平均個数
		総人数										
和食器	飯茶わん(ふたなし)	1人	7人	6人	3人	4人	1人				3人	45個
												25人



⑥ 品目及び1時間当たり作業量別家内労働者数

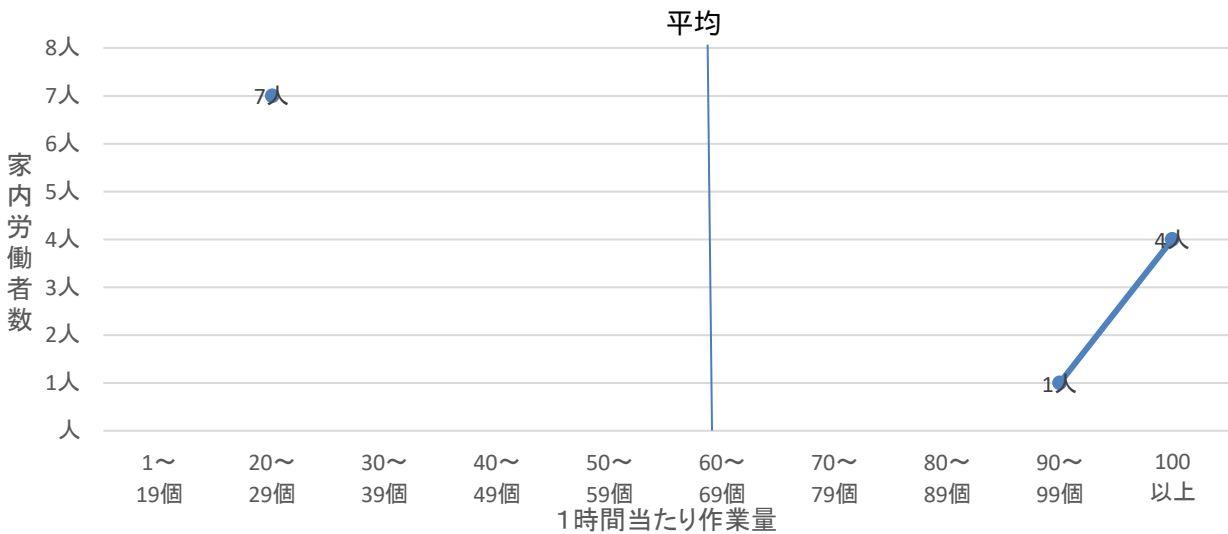
(委託者調査票)

品 目		1～ 19個	20～ 29個	30～ 39個	40～ 49個	50～ 59個	60～ 69個	70～ 79個	80～ 89個	90～ 99個	100 以上	平均個数 総人数
	湯呑茶わん (ふたなし)		7人							1人	4人	62個 12人

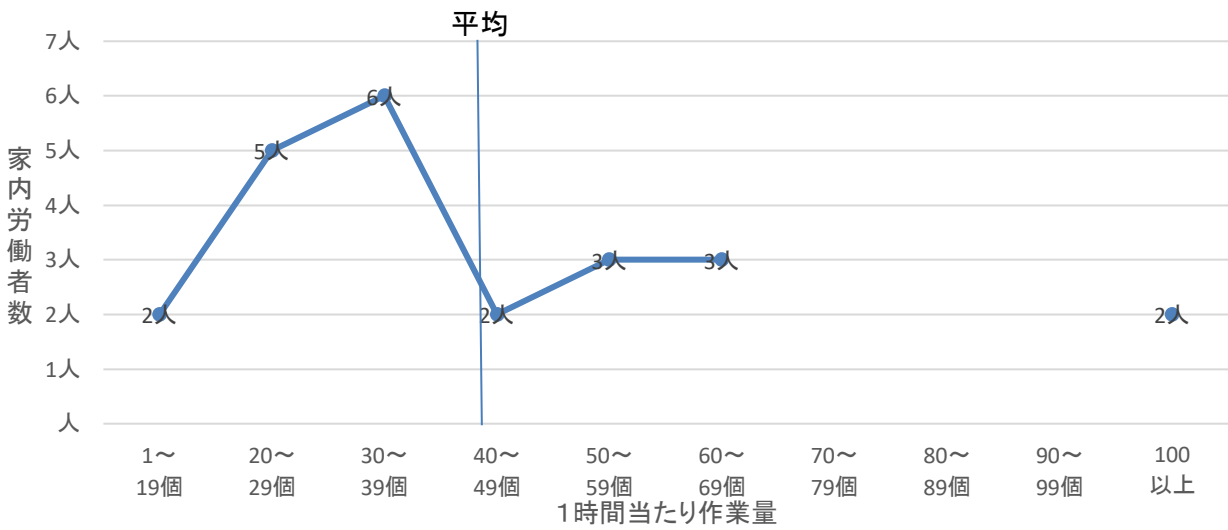
(家内労働者調査票)

1時間当たりの 作業量		1～ 19個	20～ 29個	30～ 39個	40～ 49個	50～ 59個	60～ 69個	70～ 79個	80～ 89個	90～ 99個	100 以上	平均個数 総人数
	湯呑茶わん (ふたなし)	2人	5人	6人	2人	3人	3人				2人	43個 23人

1時間当たり作業量別家内労働者数
湯呑茶わん(ふたなし)委託者調査



1時間当たり作業量別家内労働者数
湯呑茶わん(ふたなし)家内労働者調査



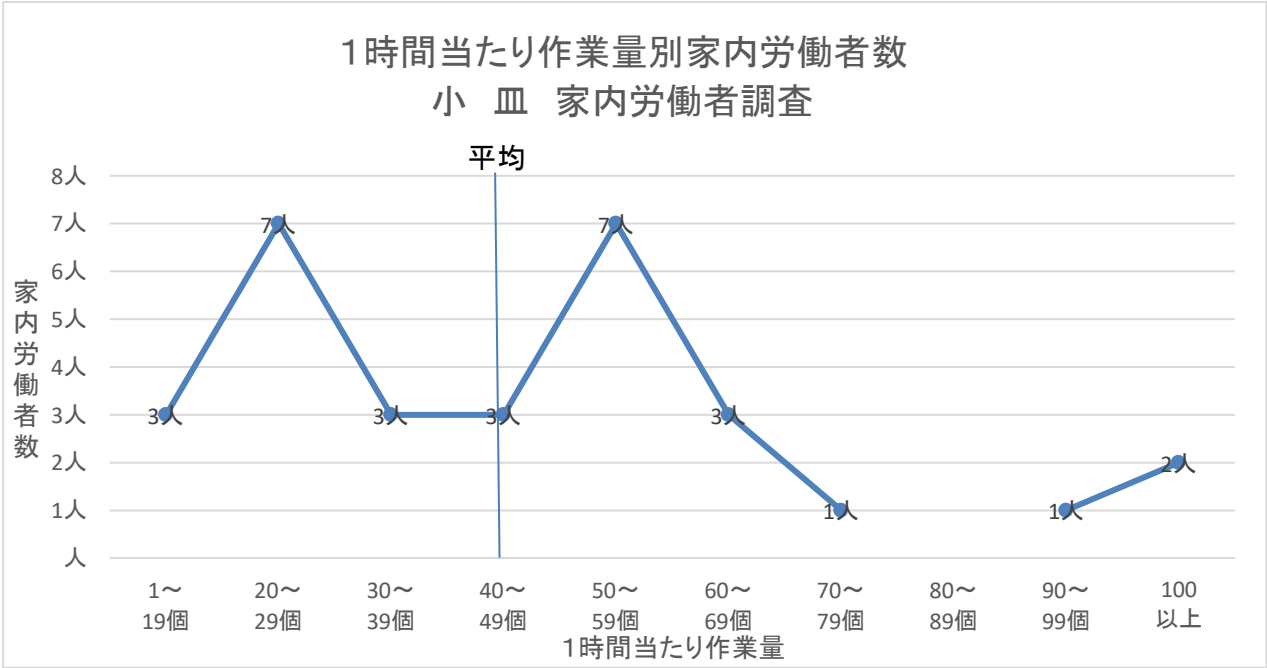
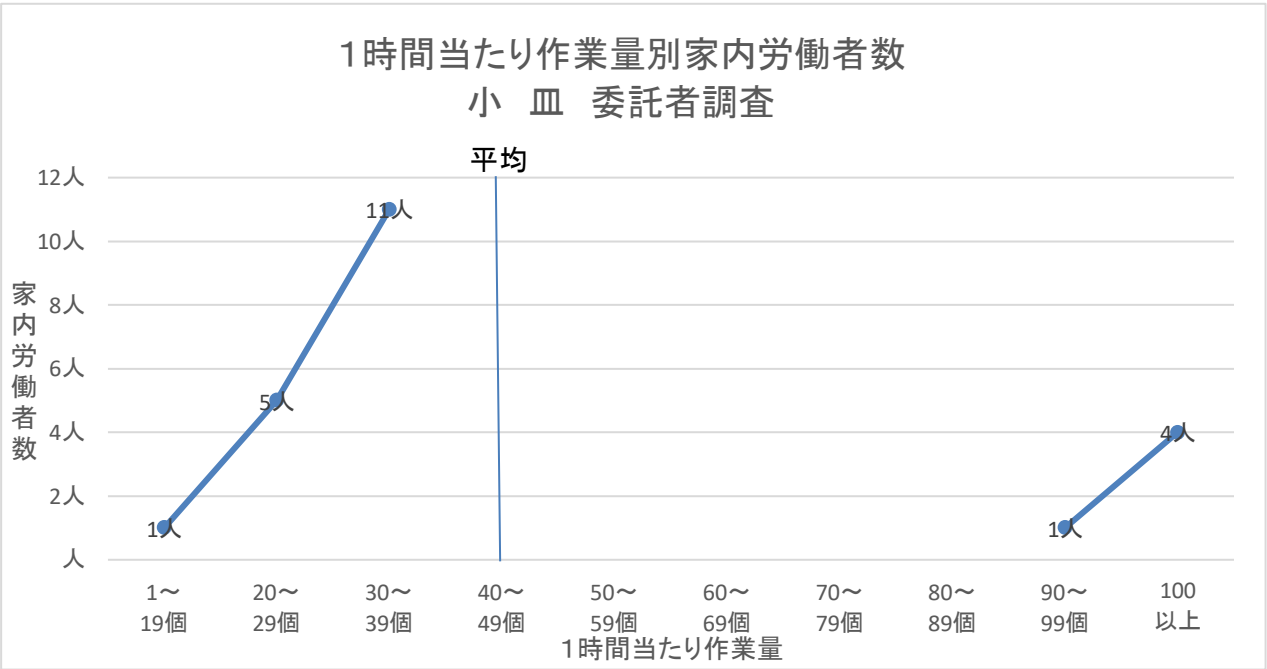
⑥ 品目及び1時間当たり作業量別家内労働者数

(委託者調査票)

1時間当たりの作業量		1～19個	20～29個	30～39個	40～49個	50～59個	60～69個	70～79個	80～89個	90～99個	100以上	平均個数
		総人数										
	小皿	1人	5人	11人						1人	4人	49個
		22人										

(家内労働者調査票)

1時間当たりの作業量		1～19個	20～29個	30～39個	40～49個	50～59個	60～69個	70～79個	80～89個	90～99個	100以上	平均個数
		総人数										
	小皿	3人	7人	3人	3人	7人	3人	1人		1人	2人	47個
		30人										



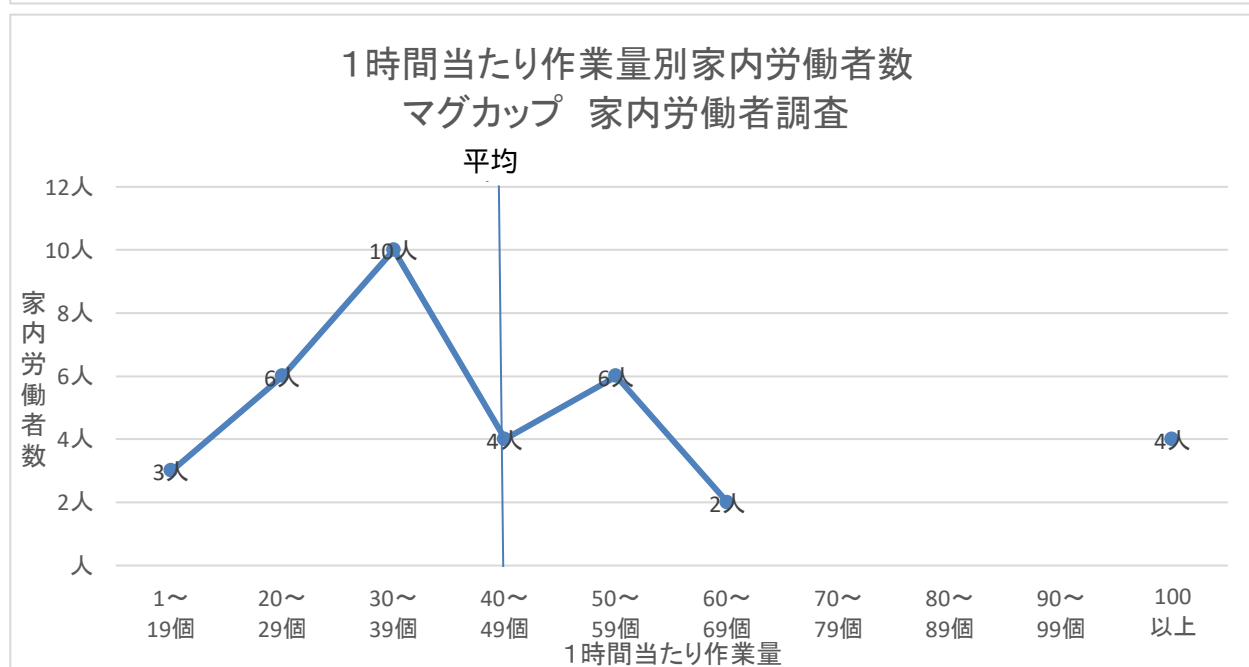
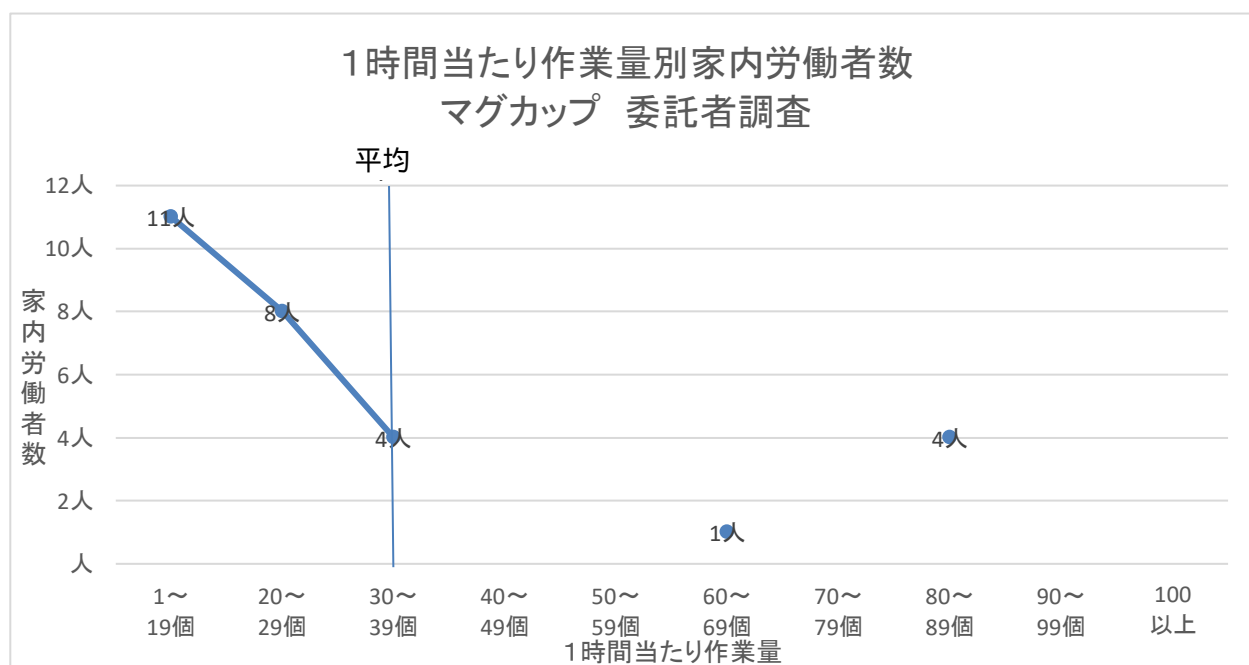
⑥ 品目及び1時間当たり作業量別家内労働者数

(委託者調査票)

1時間当たりの作業量		1～19個	20～29個	30～39個	40～49個	50～59個	60～69個	70～79個	80～89個	90～99個	100以上	平均個数
		総人数										
洋食器	マグカップ	11人	8人	4人			1人		4人			32個
		28人										

(家内労働者調査票)

1時間当たりの作業量		1～19個	20～29個	30～39個	40～49個	50～59個	60～69個	70～79個	80～89個	90～99個	100以上	平均個数
		総人数										
洋食器	マグカップ	3人	6人	10人	4人	6人	2人				4人	49個
		35人										



⑥ 品目及び1時間当たり作業量別家内労働者数

(委託者調査票)

1時間当たりの 作業量	1～ 19個	20～ 29個	30～ 39個	40～ 49個	50～ 59個	60～ 69個	70～ 79個	80～ 89個	90～ 99個	100 以上	平均個数
ケーキ皿	5人	4人	7人		1人	4人					34個
											21人

(家内労働者調査票)

1時間当たりの 作業量	1～ 19個	20～ 29個	30～ 39個	40～ 49個	50～ 59個	60～ 69個	70～ 79個	80～ 89個	90～ 99個	100 以上	平均個数
ケーキ皿	4人	7人	4人	3人	3人	2人	1人			2人	41個
											26人

